

○沼田町ふるさとづくり寄付条例施行規則

平成17年3月29日規則第5号

改正

平成19年3月28日規則第6号

平成20年6月30日規則第9号

平成24年4月5日規則第5号

平成26年4月1日規則第7号

平成28年3月17日規則第5号

平成29年3月31日規則第9号

沼田町ふるさとづくり寄付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼田町ふるさとづくり寄付条例（平成17年条例第2号。以下「条例」という。）による基金の積み立て、管理、運用及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の区分)

第2条 条例に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 安心で暮らしやすいまちづくりを追求する事業
- (2) 活気あるまちづくりを追求する事業
- (3) 教育環境に優れたまちづくりを追求する事業
- (4) 地球環境に貢献するまちづくりを追求する事業
- (5) その他目的達成のために町長が必要と認めた事業

(寄付金の受入れ等)

第3条 寄付金は、寄付の申し込み（様式第1号）又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、寄付の申し込み又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入を拒否し、若しくは收受した寄付金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱をした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄付金台帳等の作成)

第4条 町長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第2号）を作成しておかなければならない。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄付金の額)

第5条 寄付金は、一口5千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(使途選定委員会)

第6条 町長は、条例第9条に規定する基金の処分を行う場合、使途選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を徴した上で、決定するものとする。

2 委員会の委員は、副町長、総務財政課長、農業商工課長、政策推進室長、住民生活課長、教育委員会次長とし、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）